

時事新報

東京圖書館

明治十八年三月十日
（西曆一千八百八十五年）
第九百十二號
日曜日休刊

○太政官布告第六號
明治十七年（十二月）第百三十號布告中左ノ通告改正削除ス

「歩兵聯隊軍旗」ニ下制注中「緑紫色ハ絹絲」トアルヲ
「歩兵聯隊軍旗」ニ下制注中「緑紫色ハ絹絲」トアルヲ
「緑ハ絹絲ニシテ常備軍聯隊軍旗ハ紫色後備軍聯隊
軍旗ハ赤色トス」ニ改ム

「騎兵兵聯隊軍旗（周圍黄色ハ金モール緑紫色ハ絹
絲）」トアルヲ「騎兵聯隊軍旗（周圍及縁ハ歩兵聯隊
軍旗ニ同シ）」ニ改ム

歩兵大隊旗及歩兵衛隊旗ノ六圖ヲ削除ス
右奉 勅旨布告候事
明治十八年三月九日

○警視廳達乙第二號
明治十五年（十二月）乙第十八號達警廳引手茶屋娼妓
取締規則第十四條第二十七條左之通り改正候條右業體
ノ者ニ相違ス可シ

第十四條 本則ノ外渡世上ニ關シ輕重罪ニ處セラレ
タル者及ヒ賈淫罰則ニ違背シタル者ハ情狀ニヨリ其
渡世ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ

第二十七條 通行人ニ遊興ヲ勤メ又ハ車夫其他ノ者
ト謀リテ誘引シ或ハ遊興ヲ勤ムル目的ヲ以テ種々ノ
廣告等ヲ爲スヘカラス

右相違候事
明治十八年三月九日 警視總監大迫貞清

○明治十八年三月七日
參議院宮内卿從三位勳一等伯爵 伊藤 博文
獨逸國皇帝陛下ヨリ贈與シタル王冠第一等勳章ヲ受領
シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

賞勳 敘任

時專報

日清談判、英國ノ喜憂

佛清兵運年又年、其間對局者ノ軍費損害等ハ幾ンド
貨ヲレザル可シト雖モ之ヲ傍觀スル中立國ニテモ亦其
商賣ヲ妨害セラレタ爲メ大損毛ヲ被ルモノ少ナカラ
ズ特ニ支那ヲ以テ一大花主トスル英國ノ如キハ其取引
上ニ非常ノ影響ヲ受ケタルガ故ニ在支那ノ英國人ハ其
商法會議議決ヲ經テ佛清事件ノ仲裁ヲ歐洲諸大國
ニ訴ヘ本國政府モ亦此事件ノ早落着キ望ミ同外務卿ガ
佛清兩政府ニ向テ其調停ヲ試ミシヨリ殆ンド數四ニ及ビ
タレモ双方行キ拂リノ度我儘ニテ拒絶セシメテ
ハ佛清調停ノ事ハ最早今日ニ達シナレトテ切テ此事件
ハ如何ニ落着ス可キヤト考フルモ其落着ノ日ハ支那ガ
海軍軍費ノ破ラレ太浩陷リ天津破レテ北京城下ノ盟ヲ
爲スガ或ハ佛兵奔命ニ廢レ北上對峙ノ備モ書解ニ屬シ
精進キカ屈シテ中道ニシテ休戦スルカ二者其一ニ居ル
ノ時ナレバ夫レ然リ然リト雖モ支那モ若大帝國ナリ
佛國モ亦強國ナリハ兩國就レテモ右以テ時日ニ達

スルマデコハ今ヨリ長日月チ費サバハ可ラズ英國ハ此
長日月間ニ其商賣ノ損毛ニ堪ユ可キヤ決シテ堪ユ可ラ
ザルコトナラン既ニ堪ユ可ラズトシテ英國ノ爲メニ謀ル
ルハ佛清孰レニテモ早ク勝敗ヲ決スルニ若カズ而シテ
今日ノ勢、佛國先ツ敗ル可キ狀ヲ支那最モ先ツ敗ル
可キ狀ト云フニ佛國ハ名ニシテ歐洲ノ任僕國ニシテ
歴史ニ對シ祖先先コ對シテ國ノ名譽ヲ重スルコト他ニ其比
例ヲ見ザル程ナレバ縱ニ國力ハ疲弊シテ唯皮骨ノミチ
剩スニ至ルトモ支那人ニ打テ負ケテ黙止スルモノニ非
ザルハ多年ノ經驗ニ於テ英國人ノ熟知スル所ナラン果
シテ然ラバ英國ハ何様ノ手段ヲ用フルトモ先ツ支那人
ノ失敗ヲ促シ其チ早ク佛國ニ低頭セシメ斯クテ佛
清ノ無事ヲ招クノ策略ヲ立テザル可ラズ策略愛ニ立テ
之ヲ實行スルノ方便ハ種々様々ナル可シト雖モ支那ニ
對シテ何様カノ難題ヲ官ハ掛ケ口實ヲ設ケ辭柄ヲ握リ
一寸モ動カズ果テハ佛國ト聯合シテ咸豐年中ノ活劇
十八番ヲ再演シ有無チ官ハセズ北京政府ノ喉ヲ扼シテ
自國並ニ佛國ノ要求ニ應ジシメ一舉勿忙ニ事務局ヲ結
ンテ早ク畫時ノ平和ニ復スルガ如キモ亦其方便中ノ一ナ
ラント思ハルハナリ

英國ハ右ノ方便ニ由テ佛清兩國ノ戰根ヲ斷グントスル
カ其力必ズモ之ヲ能クシ難キコトハ非ザル可シト雖モ
英國ハ目下埃及ノ遠征最中ニシテ此ノ少將ノ計音
ヲ報スルノ電線尙未ダ震ヒ止マザルコト有テ其將
軍モ亦危地ニ陥リタリトノ報知アルガ如キ有テ其將
今ノ改進黨内閣ニテハ又々渤海ニ事アルヲ望ムコト能
ハズ此際己レニ代テ佛國ヲ援ケ己レノ爲メサント欲スル所
ヲ爲シテ早ク佛清間ノ事務局ヲ結ハシムルモノハナキカ
ト効カニ天下ヲ睥睨シツ、アルコトナル可シ然レモ今
我國ニテハ朝鮮事變ノ際ニ支那人ヨリ被リタル不敬損
害ニ對シテ大ニ北京政府ニ談判スル爲メ伊藤特派全權
大使ヲ北京ニ派遣シ其一行ハ今方ニ使命ノ途次ニアリ
大使ノ此行タルヤ我日本人ヨリ之ヲ觀レバ左マゲ困難
ナルコトニ非ズ我レニ被リタル損害不敬アレバ行テ其箇
條ヲ示シ我要求ノ滿足ヲ得ント欲スルマデコハ其箇
條政府ニテモ剛愎愾戾ニ非ザル限りハ亦其要求ニ應ジ
テ日清談判愛ニ平和ノ落着キ得ルナラント思フスルノ
外ナシト雖モ英國人等ヨリ之ヲ觀レバ其間ニ又種々ノ
想像ヲ圖キ萬一日清ノ談判困難ナルニ至リテ双方斷然
タル處置ニ出ツルコトモアラバ日佛同盟スルハ必定、斯
クテ支那共攻スレバ支那モ即座ニ降服シテ東洋一時
ノ平和ヲ復シ英國ノ如キモ豊色ヲ動カズシテ商賣上
ノ損害ヲ免ル、ヲ得ン杯ト効ニ奇想ヲ抱クモノナレト
云フ可ラズ左レバ此度ノ談判ハ其成行最モ英國人ノ喜
憂ニ關シ在東洋ノ英國外交官ハ申ス迄モナク心アル英
人ハ皆ナ此談判ニ注目スルコトナラン我日本人ヨリ觀
テハ英清兩國談判ナリト思ヒスルモ文明國一般ノ

心カ此談判ニ向テ重畳チ加ヘタル以上ハ此談判ノ當局
者モ亦日本國ノ榮譽ヲ目的トシテ内外國人ノ企望チ空
ウスルナカラシクナランナリ

○學生再審檢査委員長 三好陸軍中將ハ去る七日陸軍
大學校學生再審檢査委員長仰付られたリ

○三好中將 第一第二軍管下巡行仰付られたる東
部監軍部長三好陸軍中將ハ去る七日出發したリ

○橫井信之氏 名古屋鐵道醫院院長橫井一等軍醫正ハ去
る六日上京したリ

○北村判事 判事北村泰一氏は去る七日司法省に於て
大審院刑事局詰ヒ仰付られたリ

○陸奥宗光氏 には昨年來英國倫敦府滞居在居たり
しが二月下旬頃より歐洲大陸諸國に遊歴する等なりし
由一月廿三日附て東京に達したる信書見之たる由

○山内長人氏 中部監軍部參謀山内步兵少佐名古屋
大阪鐵道營所并に演習地へ去る七日出張し去り

○被仰付 大藏省准委任御用掛中隈藏藏氏は去る七日
農商務省准委任御用掛兼東京山林學校教授心得（一
箇年手當金二百五十圓）ニ仰付らる愛媛縣山田香川郡
長泉川健氏は去る七日自今月俸六十圓下賜候旨仰渡さ
れたリ

○浦添乘組 海軍中尉浦田吉正海軍中士計林一雄海軍
少軍醫岡本覺太郎の三氏は去る四日孰れも艦隊演習中
著龍燈補給として乘組仰付られたリ

○實地架橋演習 近衛工兵中隊は來る廿二日より埼玉
縣下利根川上流ある沼沼方より於て實地架橋演習ヲ執
行し小松近衛都督官も御出張の筈ありと

○昇級試驗 明十一日より海軍各醫學會に於て同軍醫
補の昇級試驗ヲ執行なすと云ふ

○中央亞米利加の叛亂 一月九日パナマ發の報に中央
亞米利加の四箇國は即今謀叛中にてパナマ政府ハカン
カホ向けて軍隊を派遣せり然るに政府の軍隊はマン
ガに於て賊軍の破る所となれり或は恐る此より一般の
戰争ヲ惹起さんと昨日報將シントトシヨウウイラ
ハパナマの政權ヲ奪奪せりと見えたり

○地價割別別割 區町村費の地價割別割の儀に付東
京府調査課長より去る六日同府郡區長へ左の如く通知
したりと

○客年丙第八十三號及本年丙第一號途中地價割別割
トアルハ例へハ土木費中道路費ハ地價割別割ニ用ル水費
一段別割ニ爲スル得ルカ如キ者コト固ヨリ道路費
ノ一項目ニ對シテ之ヲ併課ニ又ハ用ル水費ノ一項目ニ
對シテ之ヲ併課スルノ趣意ニ無之命ニ依リ此段及御通
知候也 但本文ノ原戸長へ御通達有之度候也

○名古屋通信 三月一日愛知縣名古屋後通信
本縣議會開會の期も既ニ迫り去れば來る五日より常
置委員會を開キ手筈ありと聞く○本年よりハ本縣警察
ノ勤業の兩費目は郡區兩部ハ經濟ニ分離せる議定の由
ニ關及ししが新縣令ハ就任當分れば今一年度丈は從
前の儘ニ據ヘ置クへしとれ事ありたりといへり○豫
て三州豊橋に鎮台分營の建議中ありしが最早大抵落成
したれと本月中旬は兵士の分派あるべしといへり其兵
員は二大隊なりと聞く○本縣下中島郡永村地方は多く

切干し大根
品ありと云
地よりの水
るよや○等
落成して
又は盛大ス
○高松通信
伊豫阿波等
なるが其三
なり量重た
費す如何の
る日々の新
若かず我が
便なるも傳
然れば高知
定期船ヲ待
至るも亦不
再ハ割きて
といへり實
ハ人工ヲ以
報ニ得たれ
より此事た
されは三縣
相成れば充
合の由以て
て自由に入
多度津港よ
て殆と四十
にして且十
の事たる幾
成に至れと
の如き一定
々航海船の
○全網稻作
地方の稻作
一作稻分合
ニ據リ算ル
厘位ニ止ム
取捨スル所
一作稻分合
其當古チ
所見ナ付シ
ルヤ元其
算出上其
セハ多少
チ起ルモ其
ノナキニ非
テ些々其機
備多ノ手
セリ夫レ全
越中
ハ本年（八
價ラス是